

事 業 報 告 書  
(自 令和6年4月3日 至 令和6年7月31日 )

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 一路会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他

- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□をぬりつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 浜松市中央区根洗町130番地の21

注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載

(3) 設立認可年月日 令 和 6 年 3 月 15 日

(4) 設立登記年月日 令 和 6 年 4 月 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。  
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者としての管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)  
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	はるのき耳鼻咽喉科	7212048	浜松市中央区根洗町130番地の21	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険] 0 床 [介護保険] 0 床
介護老人保健施設				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔 〕書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人、特定医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又同意した事項

令和6年7月27日 令和7年度事業計画・收支予算承認、借入限度額承認

## 様式2

法人名 医療法人社団 一路会

※医療法人整理番号 □□□□□

所在地 浜松市中央区根洗町130番地の21

財産目録  
(令和6年7月31日現在)

1. 資産額	65,497千円
2. 負債額	61,187千円
3. 純資産額	4,310千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	26,611
B 固定資産	38,886
C 資産合計	(A+B) 65,497
D 負債合計	61,187
E 純資産	(C-D) 4,310

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借) )
建物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借) )

## 様式3-2

法人名 医療法人社団 一路会

※医療法人整理番号

所在地 浜松市中央区根洗町130番地の21

## 貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	26,611	I 流動負債	59,778
II 固定資産	38,886	II 固定負債	1,409
1 有形固定資産	24,881	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,942	負債合計	61,187
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	12,062 0	純資産の部	
資産合計	65,497	科 目	金 額
		I 基 金	5,000
		II 積 立 金	-689
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	4,310
		負債・純資産合計	65,497

## 様式4-2

法人名 医療法人社団 一路会

※医療法人整理番号

所在地 浜松市中央区根洗町130番地の21

損 益 計 算 書  
(自令和6年4月3日至令和6年7月31日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	27,855
2 事業費用	28,359
本来業務事業損失	503
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	503
II 事業外収益	0
III 事業外費用	168
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	671
法人税等	17
当期純損失	689

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監事監査報告書

医療法人社団 一路会  
理事長 近藤 玄樹 殿

私は、医療法人社団一路会の令和6年度（令和6年4月3日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務所及び診療所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月28日

医療法人社団 一路会

監事 正田 由美子